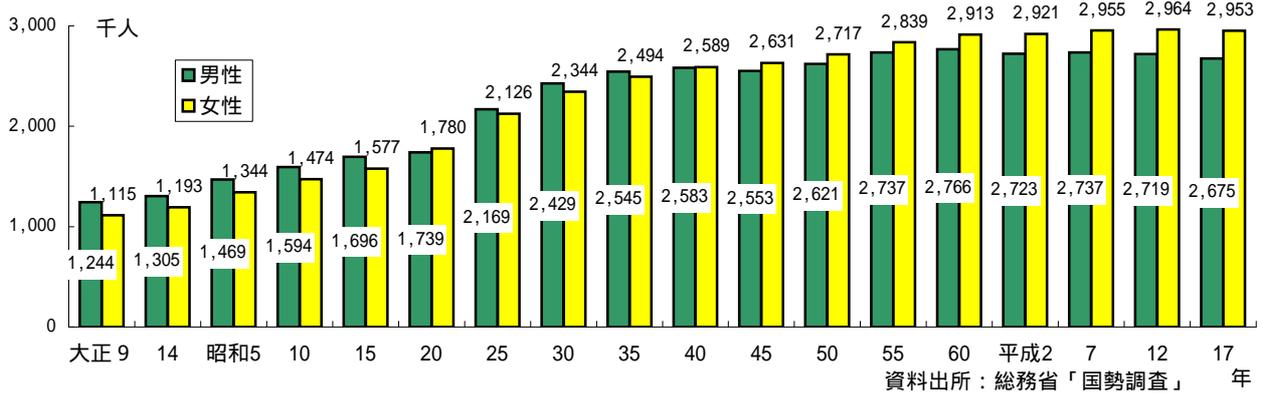
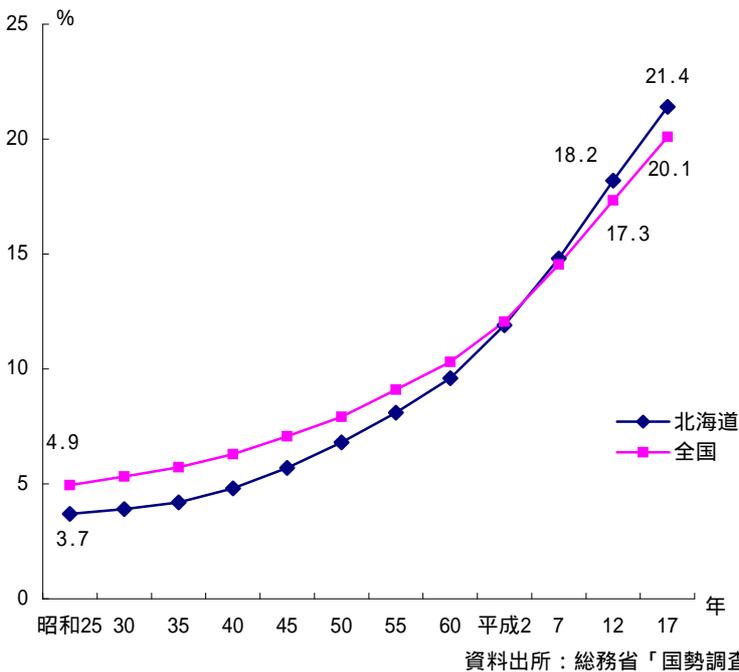


資 料 編

参考図表1 男女別人口の推移（北海道）



参考図表2 老年人口割合の推移（北海道、全国）



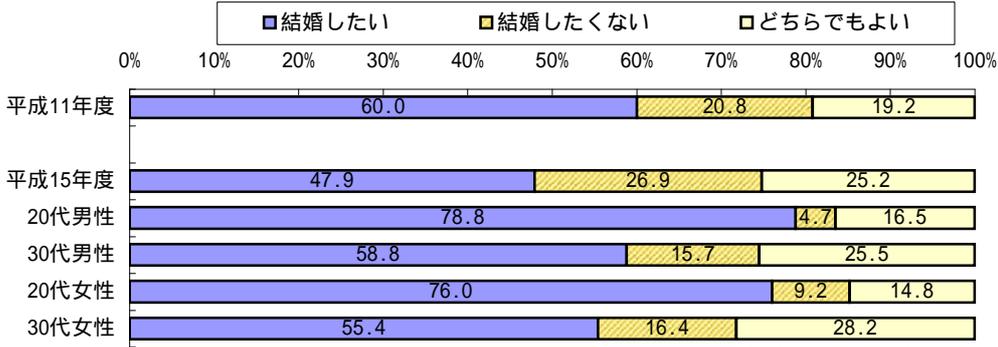
参考図表3 世帯の家族類型別65歳以上の親族のいる一般世帯数（北海道）

(世帯数、%)

世帯の家族類型	世帯数			割合			増減率	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	7～12年	12～17年
一般世帯	2,174,122	2,277,968	2,368,892	100.0	100.0	100.0	4.8	4.0
うち65歳以上親族のいる一般世帯	579,124	694,875	793,637	26.6	30.5	33.5	20.0	14.2
A 親族世帯	457,159	525,725	580,165	21.0	23.1	24.5	15.0	10.4
核家族世帯	276,588	359,046	428,114	12.7	15.8	18.1	29.8	19.2
夫婦のみ	190,862	244,211	281,351	8.8	10.7	11.9	28.0	15.2
うち夫婦ともに65歳以上	124,785	171,695	211,878	5.7	7.5	8.9	37.6	23.4
夫婦と子供	44,938	61,713	77,851	2.1	2.7	3.3	37.3	26.2
男親と子供	5,791	7,838	10,538	0.3	0.3	0.4	35.3	34.4
女親と子供	34,997	45,284	58,374	1.6	2.0	2.5	29.4	28.9
その他の親族世帯	180,571	166,679	152,051	8.3	7.3	6.4	7.7	8.8
夫婦と両親	6,813	6,981	7,128	0.3	0.3	0.3	2.5	2.1
夫婦と片親	32,627	34,650	35,364	1.5	1.5	1.5	6.2	2.1
夫婦、子供と両親	33,211	25,814	18,848	1.5	1.1	0.8	22.3	27.0
夫婦、子供と片親	69,567	59,801	49,186	3.2	2.6	2.1	14.0	17.8
その他	38,353	39,433	41,525	1.8	1.7	1.8	2.8	5.3
B 非親族世帯	530	812	1,386	0.0	0.0	0.1	53.2	70.7
C 単独世帯	121,435	168,338	212,086	5.6	7.4	9.0	38.6	26.0
うち女性	95,048	128,821	160,572	4.4	5.7	6.8	35.5	24.6

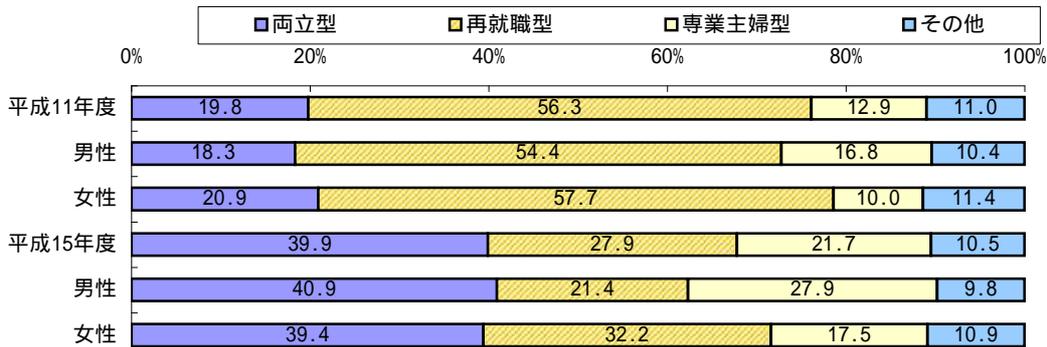
資料出所：総務省「国勢調査」

参考図表4 結婚の意欲 [有権者(20歳以上)] (北海道)



資料出所：道保健福祉部

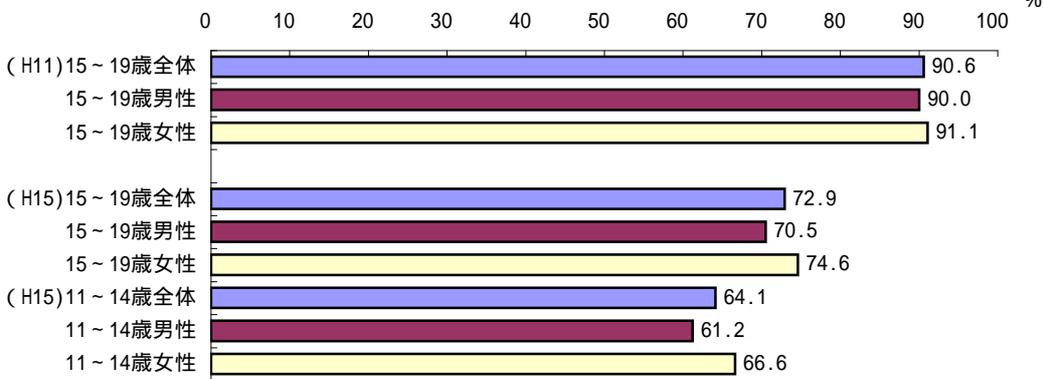
参考図表5 理想のライフスタイル [有権者(20歳以上)] (北海道)



注) 両立型：結婚して子供を持ち、夫婦で協力して働きながら育てる。
 再就職型：結婚して子供を持ち、どちらかが仕事を辞めるが、子供が大きくなったらまた働く。
 専業主婦型：結婚して子供を持ち、妻が仕事を辞めて主に子育てをする。

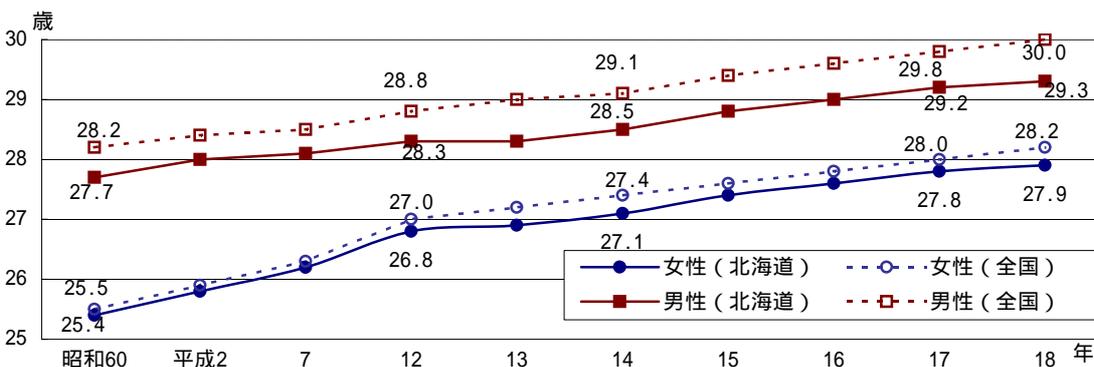
資料出所：道保健福祉部

参考図表6 結婚の意欲 [若年者(15~19歳)] (北海道)



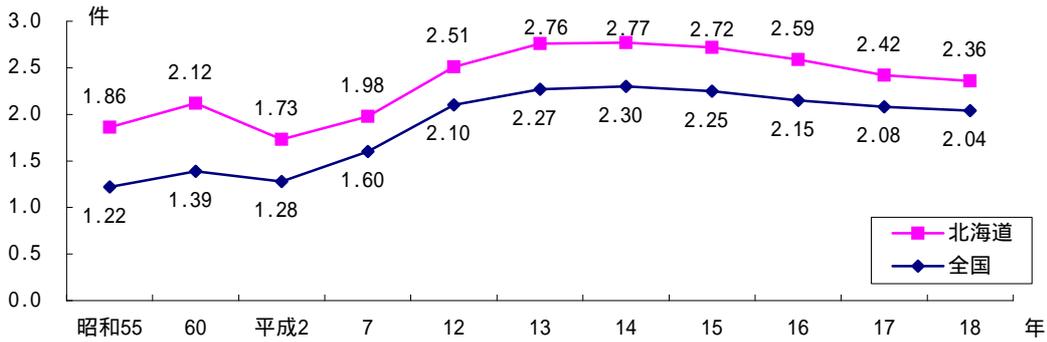
資料出所：道保健福祉部

参考図表7 平均初婚年令の推移 (北海道、全国)



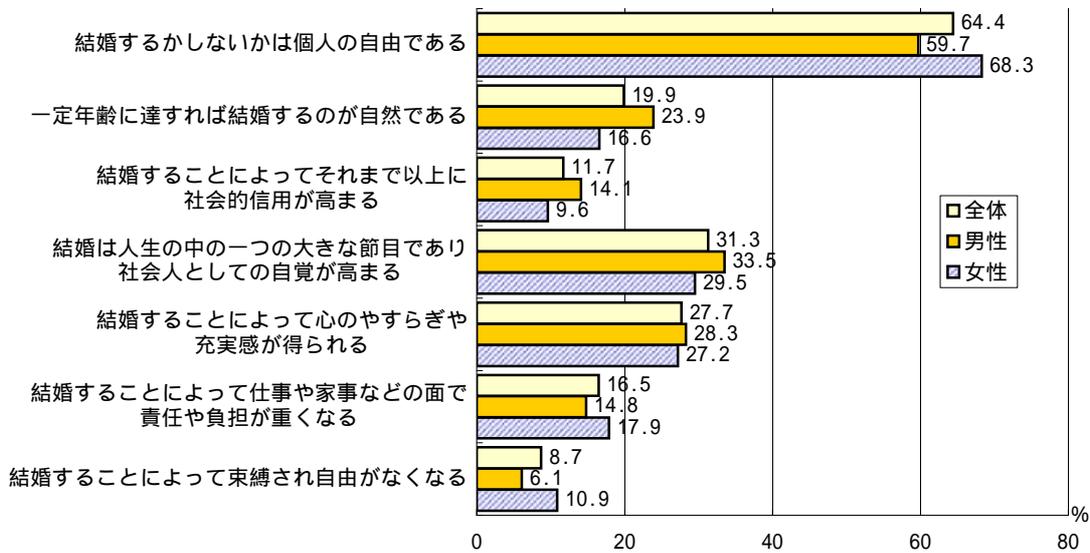
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

参考図表8 離婚率の推移（北海道、全国）



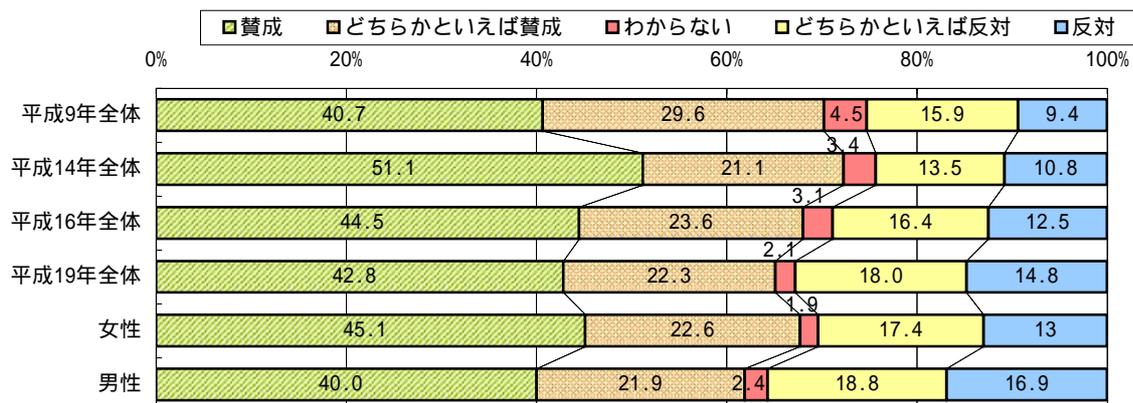
注) 人口千人当たりにおける離婚の割合
資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

参考図表9 結婚についての考え方（北海道）



資料出所: 道環境生活部「女性に関する意識調査」(平成9年度)

参考図表10 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について(全国)



資料出所: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

参考図表11 労働力状態（8区分）、男女別15歳以上人口（北海道）

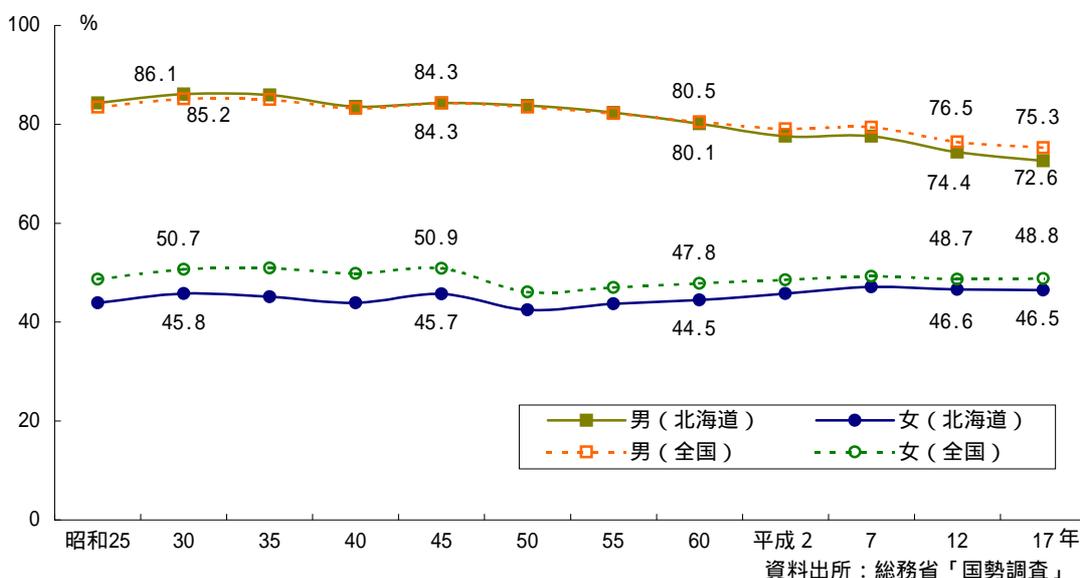
（人、％）

区分	平成12年		平成17年		増減率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳以上人口総数	2,298,499	2,565,955	2,305,137	2,596,619	0.3	1.2
労働力人口	1,681,624	1,186,052	1,605,893	1,179,901	4.5	0.5
就業者	1,598,667	1,132,056	1,492,733	1,111,538	6.6	1.8
主に仕事	1,547,097	770,984	1,436,470	734,330	7.2	4.8
家事のほか仕事	14,250	330,301	16,240	342,466	14.0	3.7
通学のかたわら仕事	20,533	18,171	20,553	18,596	0.1	2.3
休業者	16,787	12,600	19,470	16,146	16.0	28.1
完全失業者	82,957	53,996	113,160	68,363	36.4	26.6
非労働力人口	579,812	1,357,086	605,919	1,356,754	4.5	0.0
家事	38,417	925,363	36,103	801,724	6.0	13.4
通学	178,904	157,143	158,454	134,184	11.4	14.6
その他	362,491	274,580	411,362	420,846	13.5	53.3

注）総数には、労働力不詳を含む。

資料出所：総務省「国勢調査」

参考図表12 男女別労働力率の推移（北海道、全国）



資料出所：総務省「国勢調査」

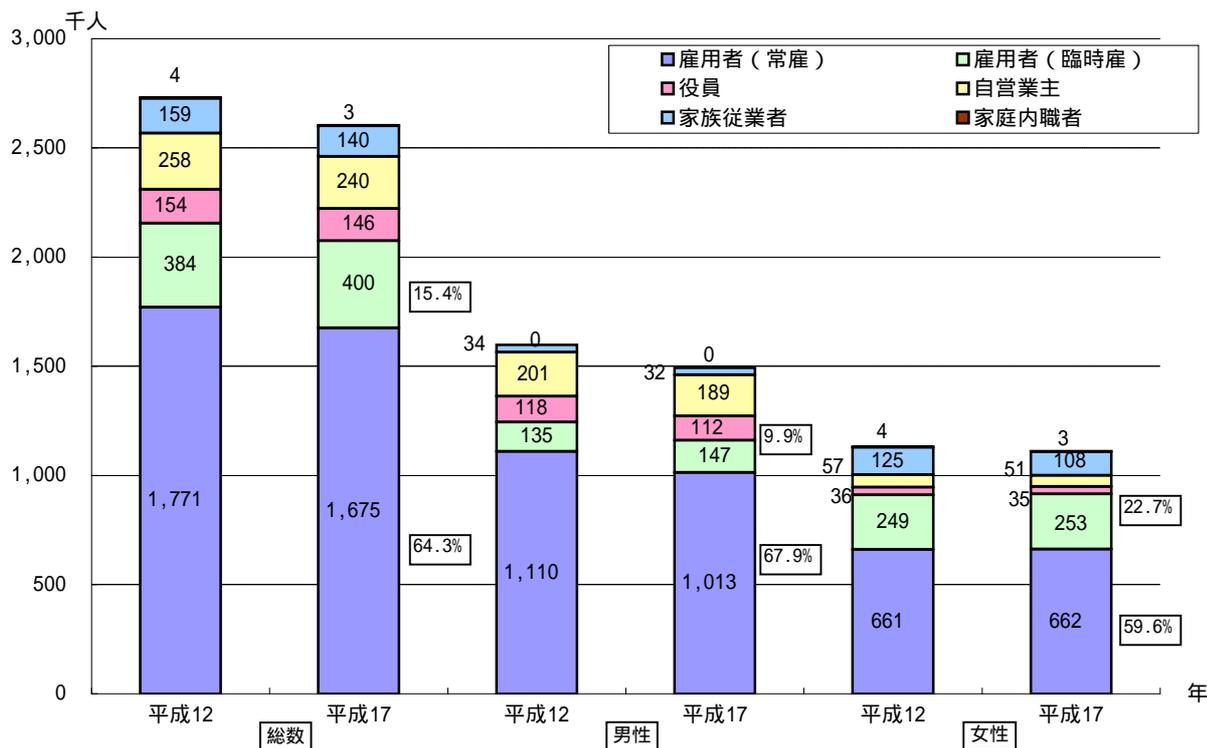
参考図表13 産業（大分類）別15歳以上男女別就業者数（北海道）

（人、％）

区分	平成12年		平成17年		増減率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
第一次産業	125,301	98,996	114,544	86,278	8.6	12.8
農業	89,874	82,485	83,190	71,825	7.4	12.9
林業	7,343	1,744	5,859	1,177	20.2	32.5
漁業	28,084	14,767	25,495	13,276	9.2	10.1
第二次産業	446,922	159,909	367,145	128,351	17.9	19.7
鉱業	4,828	664	2,617	335	45.8	49.5
建設業	294,861	49,813	237,557	36,683	19.4	26.4
製造業	147,233	109,432	126,971	91,333	13.8	16.5
第三次産業	1,013,213	860,731	981,818	875,264	3.1	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	13,745	1,977	11,644	1,510	15.3	23.6
情報通信業	33,765	13,843	33,828	12,819	0.2	7.4
運輸業	131,871	20,830	125,013	21,341	5.2	2.5
卸売・小売業	259,355	257,572	232,859	249,000	10.2	3.3
金融・保険業	29,452	36,614	26,028	31,221	11.6	14.7
不動産業	18,338	10,698	19,668	11,043	7.3	3.2
飲食店、宿泊業	59,936	102,741	57,496	93,270	4.1	9.2
医療、福祉	52,179	165,506	63,299	195,521	21.3	18.1
教育、学習支援業	64,943	54,170	61,099	52,999	5.9	2.2
複合サービス事業	28,959	12,644	27,448	13,314	5.2	5.3
サービス業（他に分類されないもの）	197,779	157,727	209,023	168,193	5.7	6.6
公務（他に分類されないもの）	122,891	26,409	114,413	25,033	6.9	5.2
分類不能	14,328	13,946	29,226	21,645	104.0	55.2

資料出所：総務省「国勢調査」

参考図表14 従業上の地位(6区分)、男女別15歳以上就業者数及び構成比(北海道)



資料出所：総務省「国勢調査」

(人、%)

区分	平成12年				平成17年				増減率			
	総数	男性	女性	比率	総数	男性	女性	比率	総数	男性	女性	
15歳以上就業者総数	2,730,723	1,598,667	1,132,056	41.5	2,604,271	1,492,733	1,111,538	42.7	4.6	6.6	1.8	
雇用者	総数	2,155,129	1,244,856	910,273	42.2	2,075,106	1,160,339	914,767	44.1	3.7	6.8	0.5
	常雇	1,771,115	1,109,684	661,431	37.3	1,675,206	1,012,945	662,261	39.5	5.4	8.7	0.1
	臨時雇	384,014	135,172	248,842	64.8	399,900	147,394	252,506	63.1	4.1	9.0	1.5
役員	154,396	118,048	36,348	23.5	146,443	111,881	34,562	23.6	5.2	5.2	4.9	
自営業主	258,388	201,472	56,916	22.0	239,557	188,649	50,908	21.3	7.3	6.4	10.6	
家族従業者	158,834	34,064	124,770	78.6	140,020	31,610	108,410	77.4	11.8	7.2	13.1	
家庭内職者	3,815	191	3,624	95.0	2,913	167	2,746	94.3	23.6	12.6	24.2	

注) 15歳以上就業者総数には、従業上の地位「不詳」を含む。

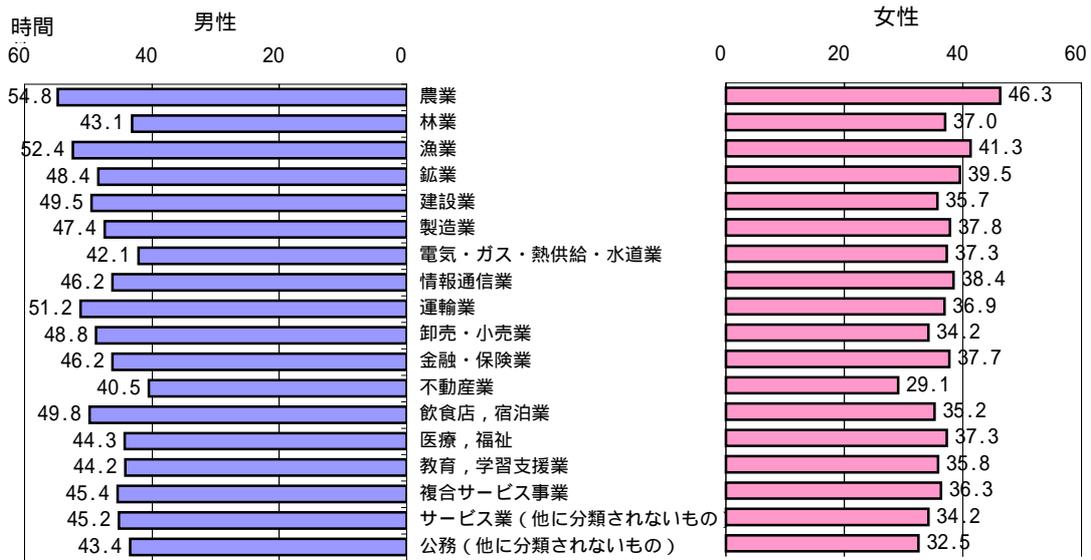
資料出所：総務省「国勢調査」

参考図表15 従業上の地位、男女別平均週間就業時間(北海道) (時間)

従業上の地位	総数		男性		女性		
	平成12年	17年	平成12年	17年	平成12年	17年	
15歳以上就業者総数	44.0	42.8	48.4	47.7	37.7	36.3	
雇用者	総数	43.2	42.0	47.9	47.1	36.7	35.3
	常雇	45.6	44.5	49.1	48.6	39.6	38.1
	臨時雇	32.0	31.5	37.9	37.1	28.9	28.2
役員	47.0	45.8	49.4	48.4	39.0	37.3	
雇人のある業主	51.2	50.9	53.0	52.8	44.1	42.7	
雇人のない業主	46.7	45.6	50.1	49.2	35.4	33.2	
家族従業者	45.9	45.5	49.8	50.6	44.8	44.0	
家庭内職者	25.5	23.8	23.9	25.8	25.6	23.7	

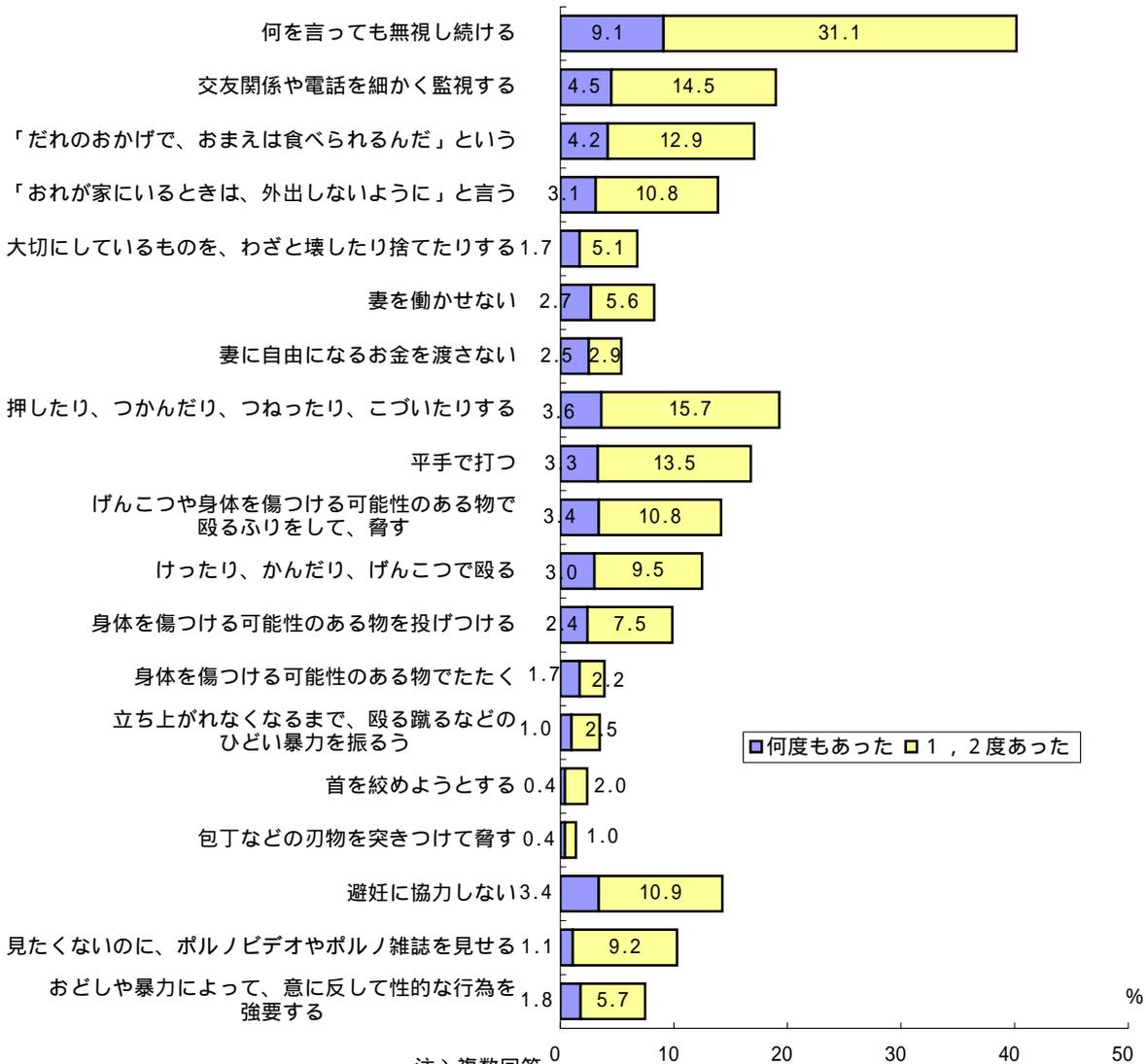
資料出所：総務省「国勢調査」

参考図表16 産業（大分類）、男女別平均週間就業時間（北海道）



資料出所：総務省「国勢調査」(平成17年)

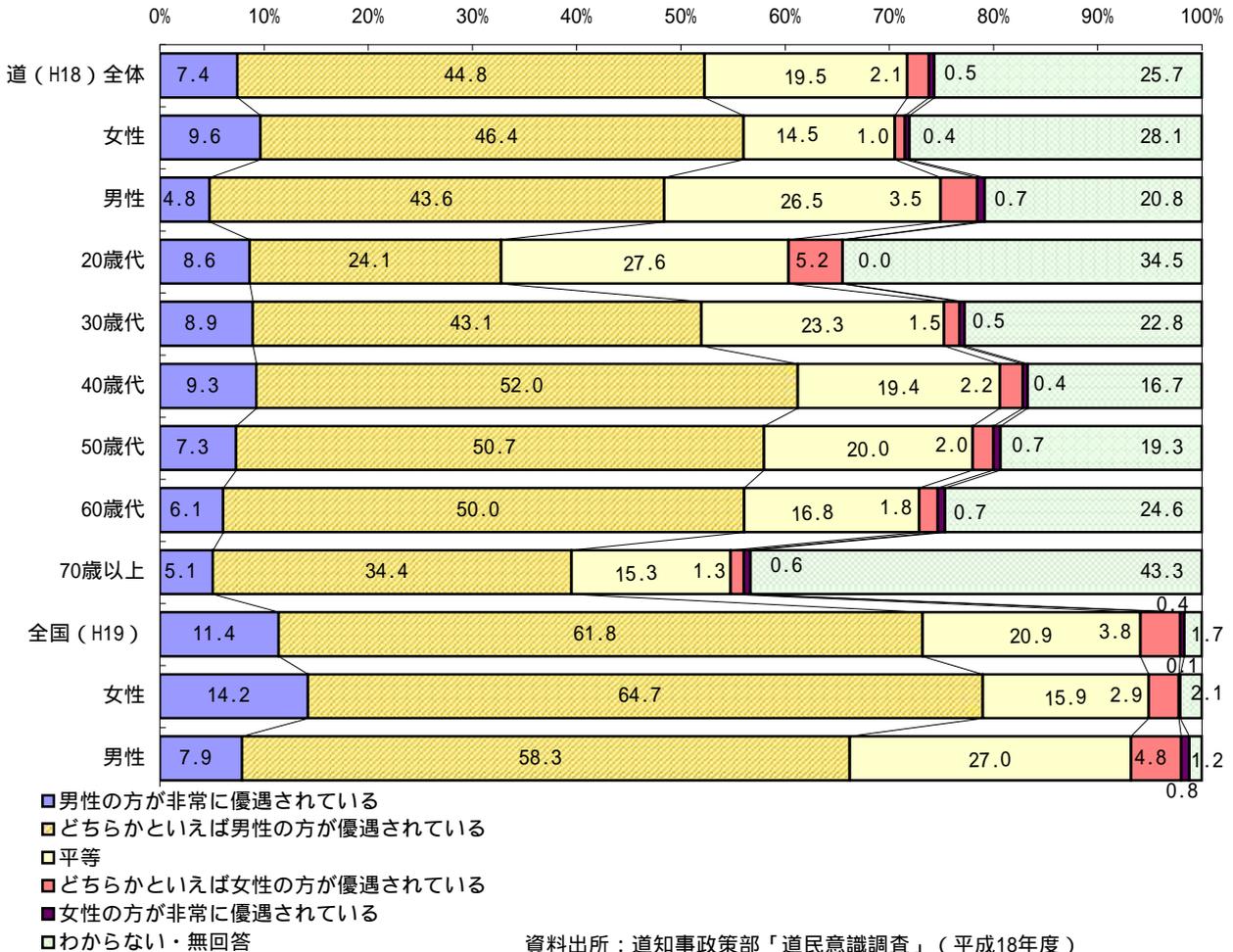
参考図表17 夫やパートナーからの暴力被害体験の内容（北海道）



注) 複数回答

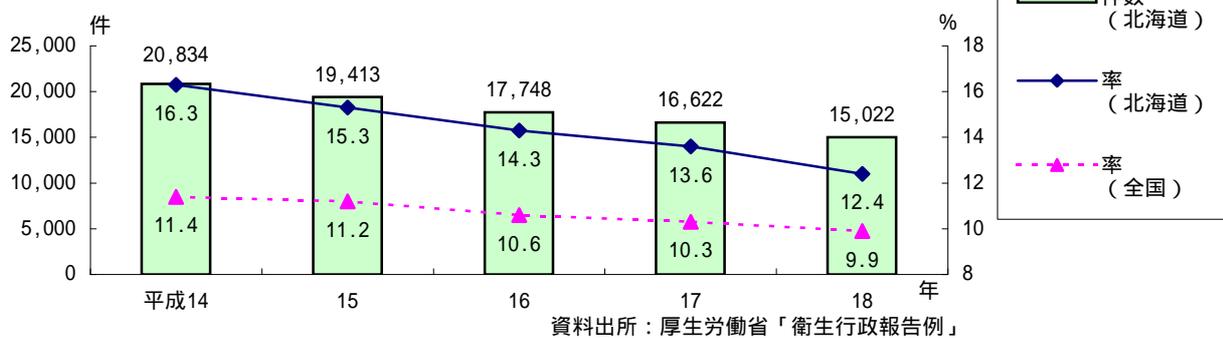
資料出所：道環境生活部「女性に対する暴力の実態調査」(平成12年)

参考図表18 社会全体における男女の地位の平等感（北海道、全国）

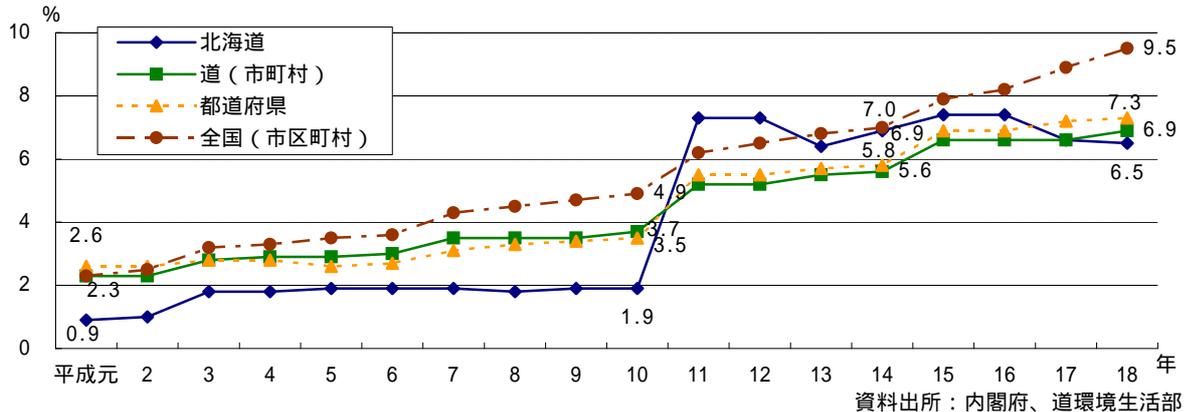


資料出所：道知事政策部「道民意識調査」（平成18年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年）

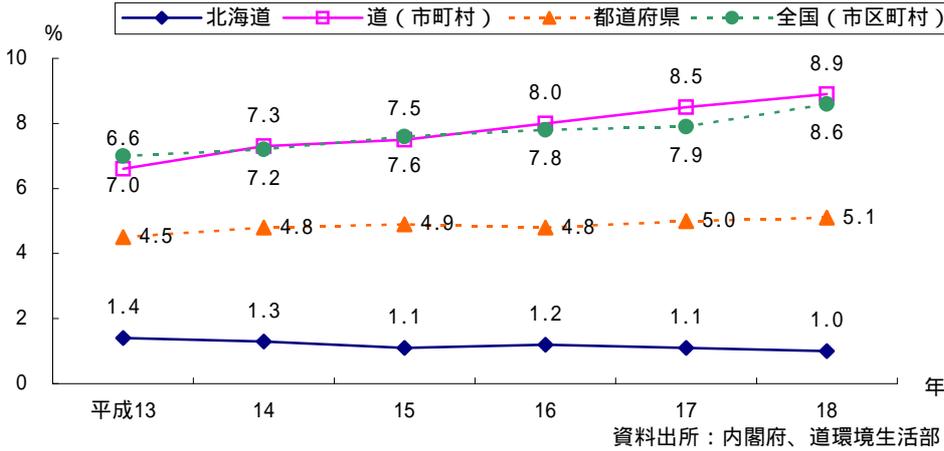
参考図表19 人工妊娠中絶の件数及び率 [女子人口千対]（北海道、全国）



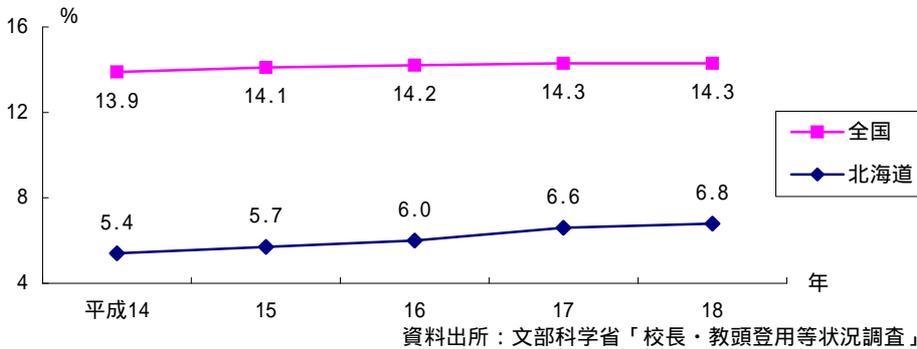
参考図表20 道、市町村議員に占める女性議員の割合（北海道、全国）



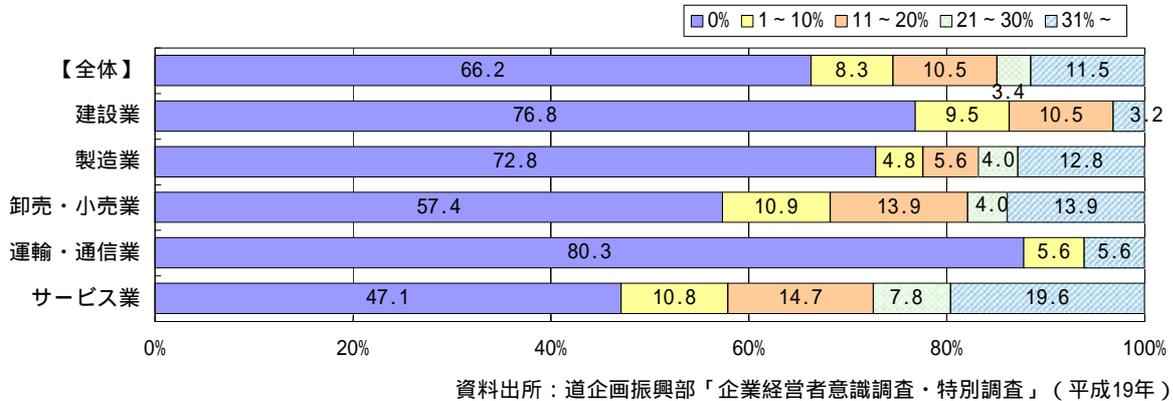
参考図表21 課長以上の職に占める女性の割合（北海道、全国）



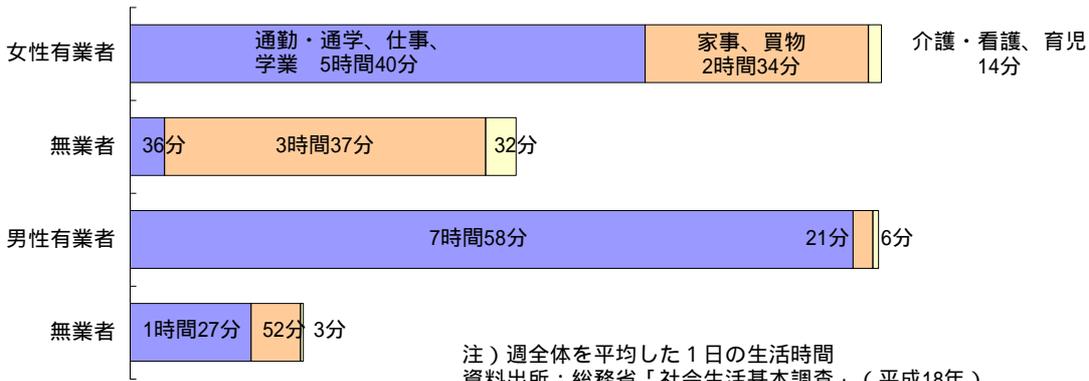
参考図表22 公立学校校長、教頭に占める女性の割合（北海道、全国）



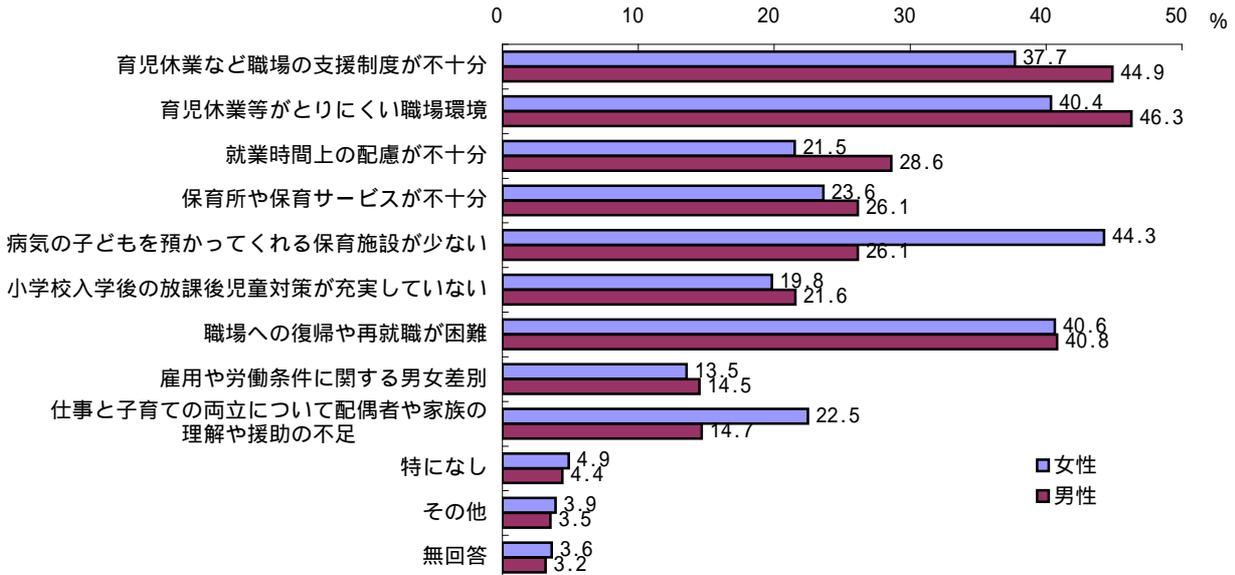
参考図表23 役職者（管理職）に占める女性の割合（北海道）



参考図表24 男女別、就業状態別 2次活動時間（北海道）

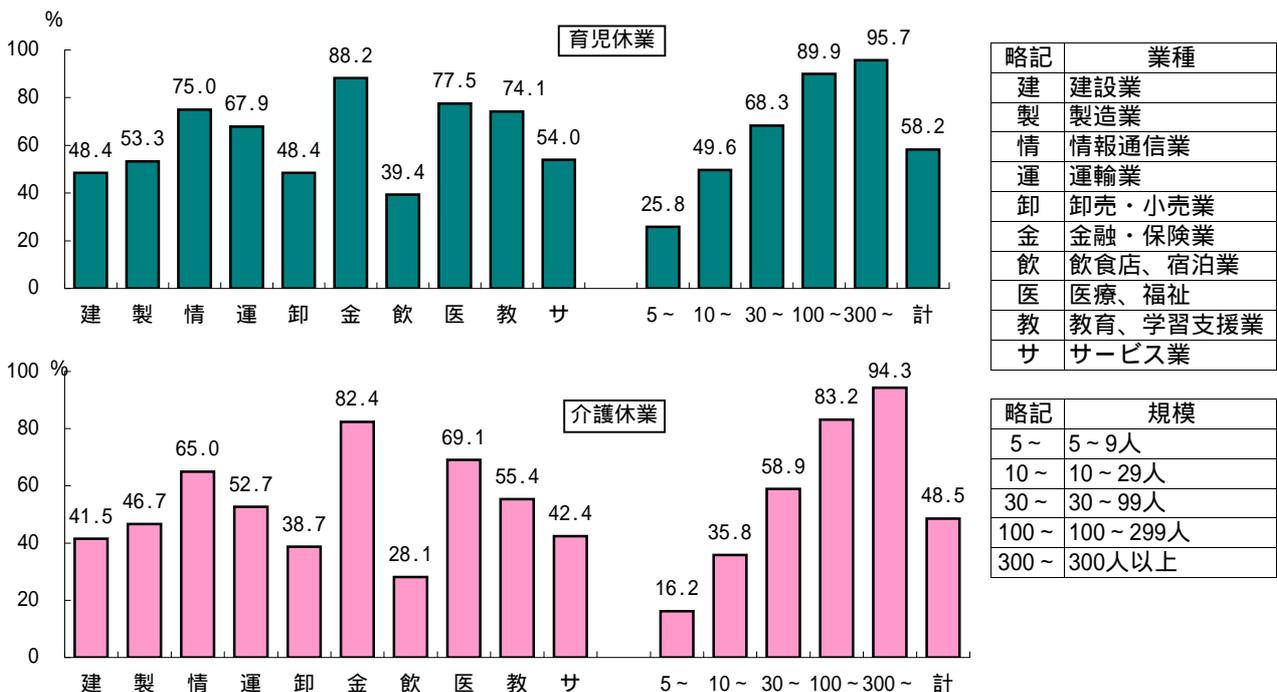


参考図表25 仕事と子育てを両立するための問題（北海道）



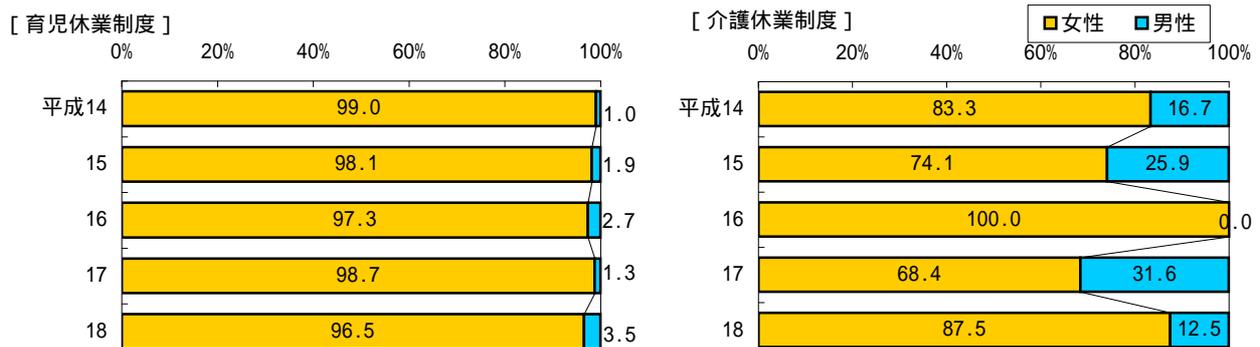
資料出所：道知事政策部「道民意識調査」（平成18年度）

参考図表26 育児休業・介護休業制度の規定がある事業所（北海道）



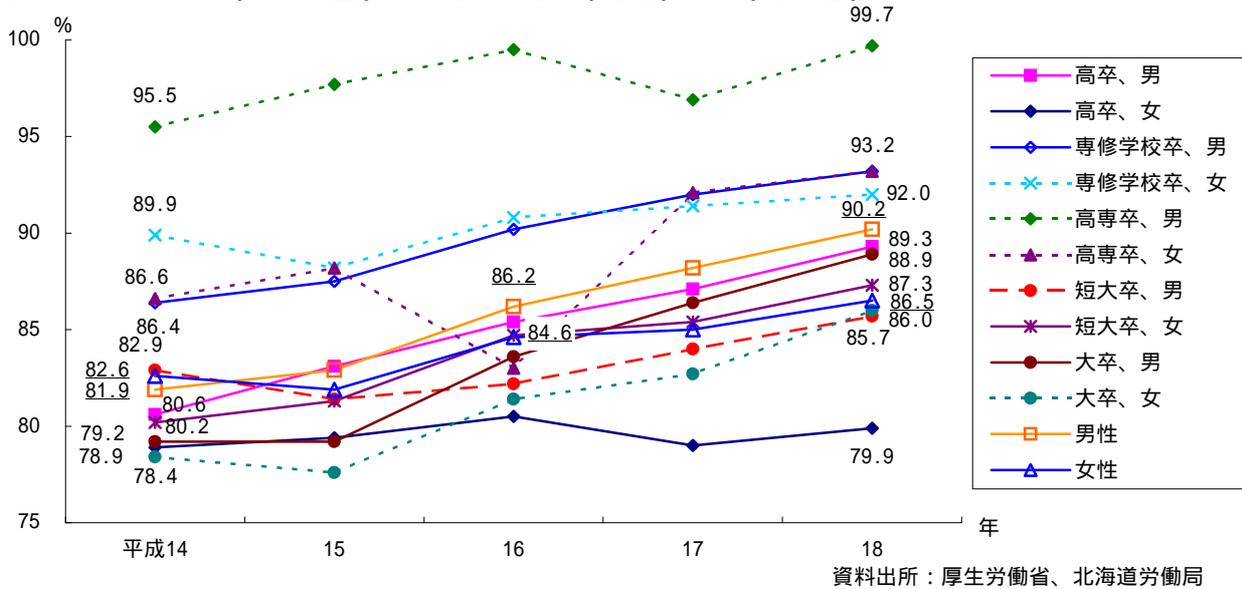
資料出所：道経済部「労働福祉実態調査」（平成18年度）

参考図表27 育児休業・介護休業制度利用者の男女別割合の推移（北海道）

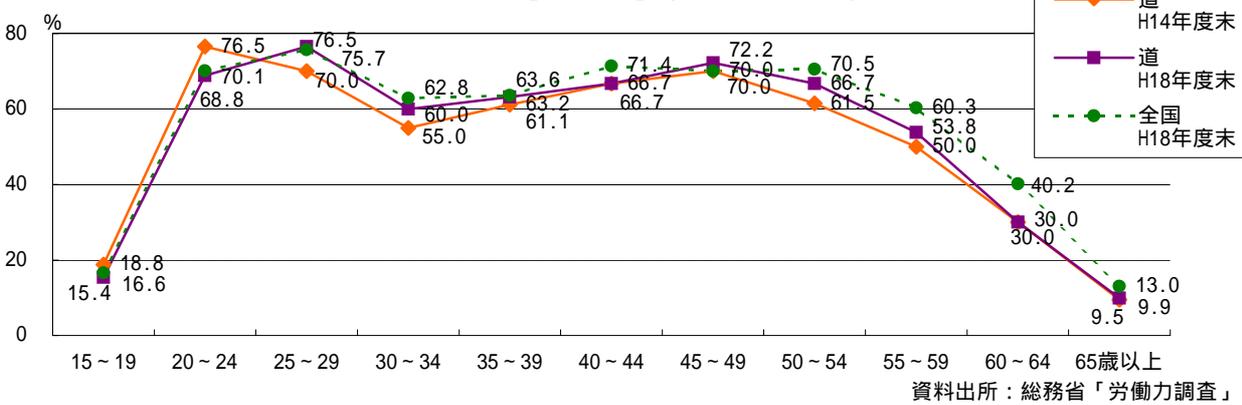


資料出所：道経済部「労働福祉実態調査」

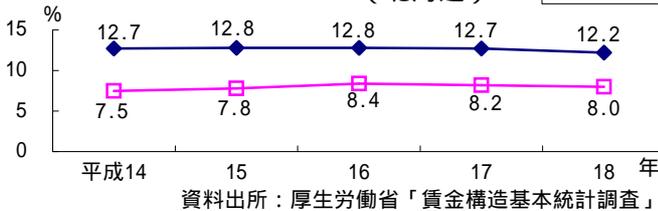
参考図表28 新卒（就職希望）者の男女別就職（内定）割合（北海道）



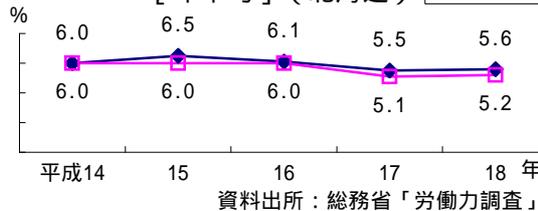
参考図表29 世代別女性の労働力人口比率〔年平均〕（北海道、全国）



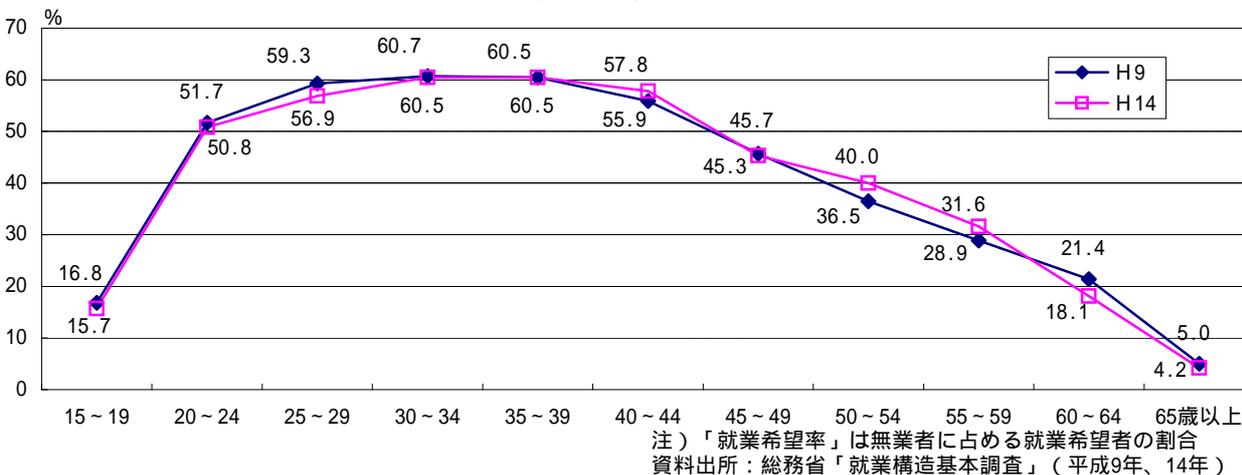
参考図表30 平均勤続年数の男女別割合（北海道）



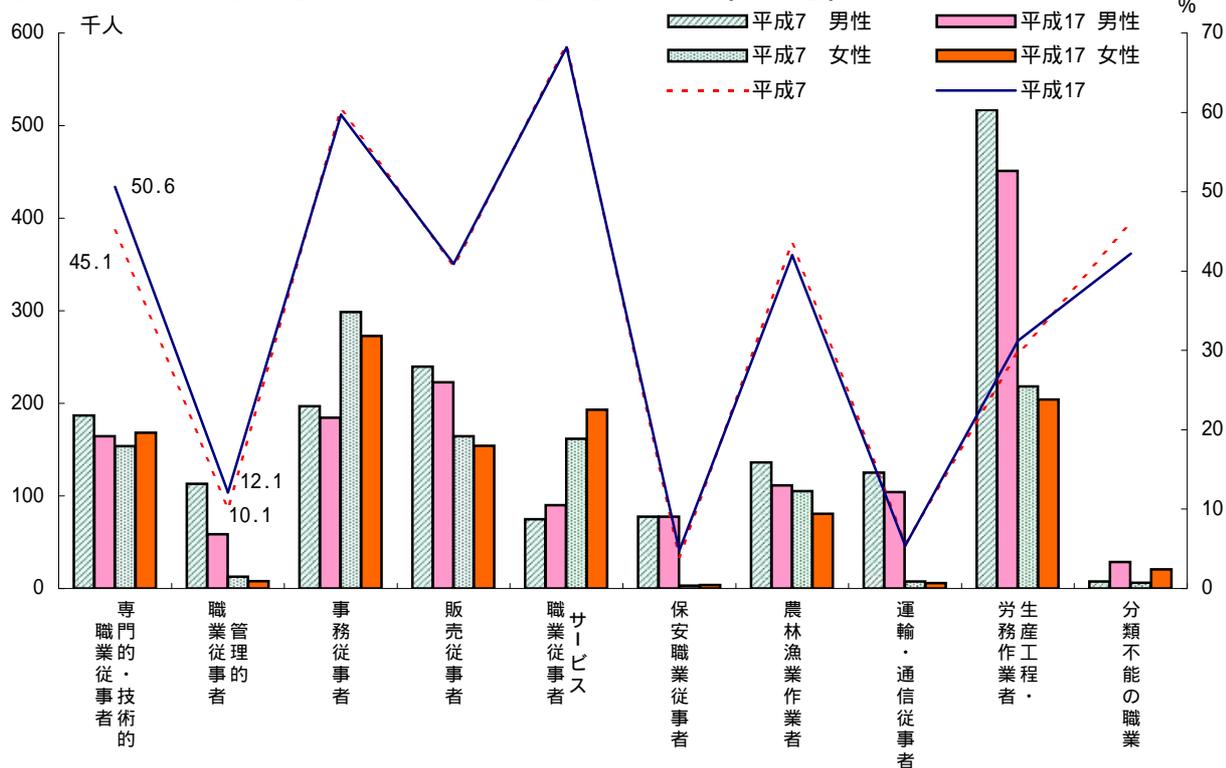
参考図表31 男女別完全失業率〔年平均〕（北海道）



参考図表32 年齢階級別女性の就業希望率（北海道）

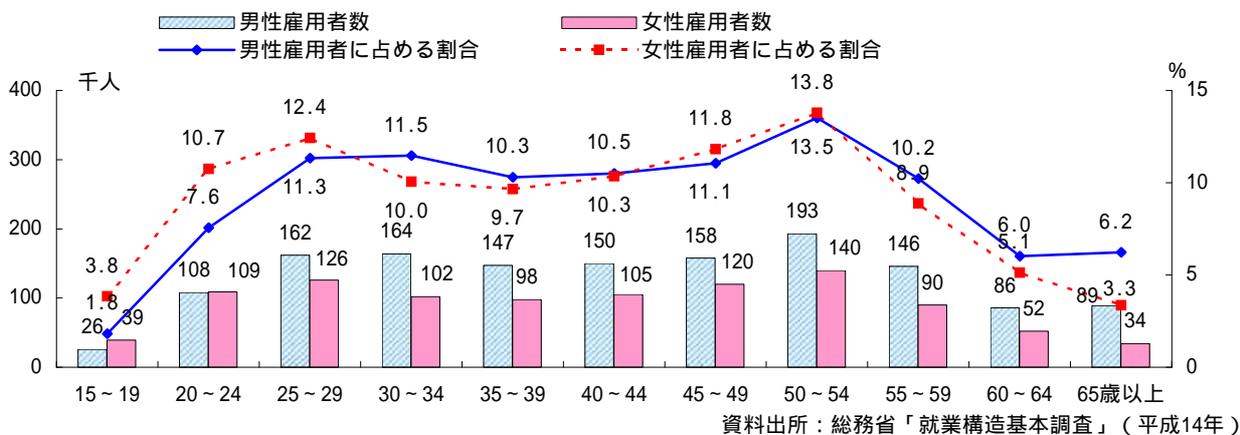


参考図表33 職業別・男女別就業者数と女性の比率の推移（北海道）



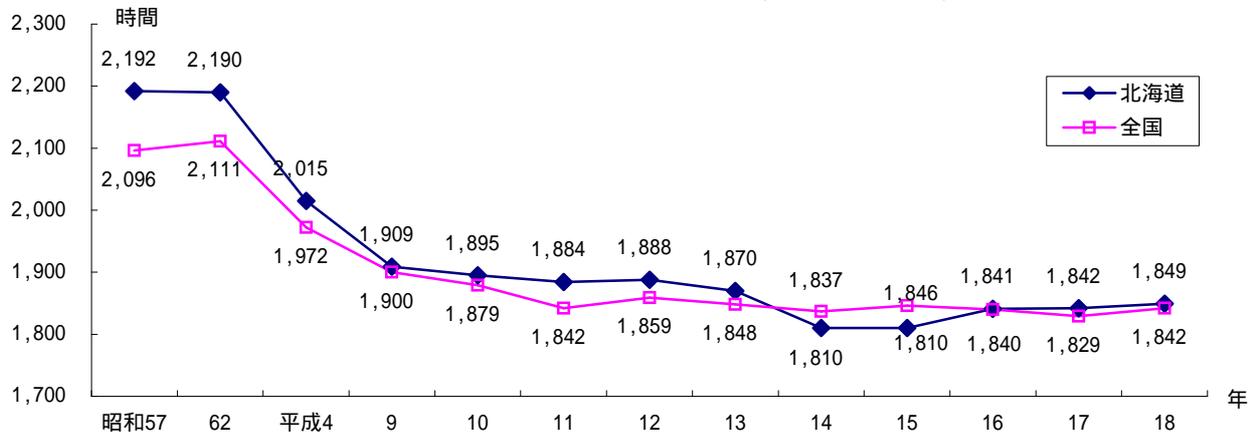
資料出所：総務省「国勢調査」（平成7年、17年）

参考図表34 男女、年齢階級別雇用者数と雇用者に占める割合（北海道）



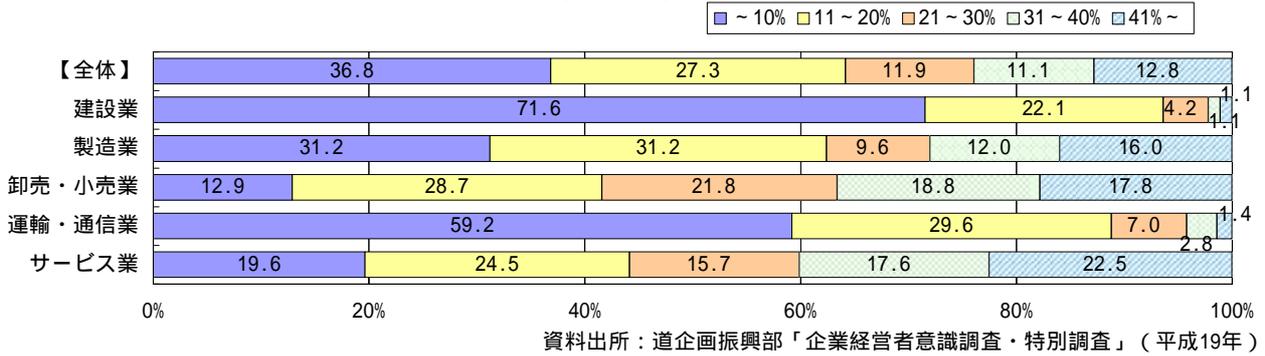
資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成14年）

参考図表35 勤労者1人当たり平均年間総実労働時間の推移（北海道、全国）

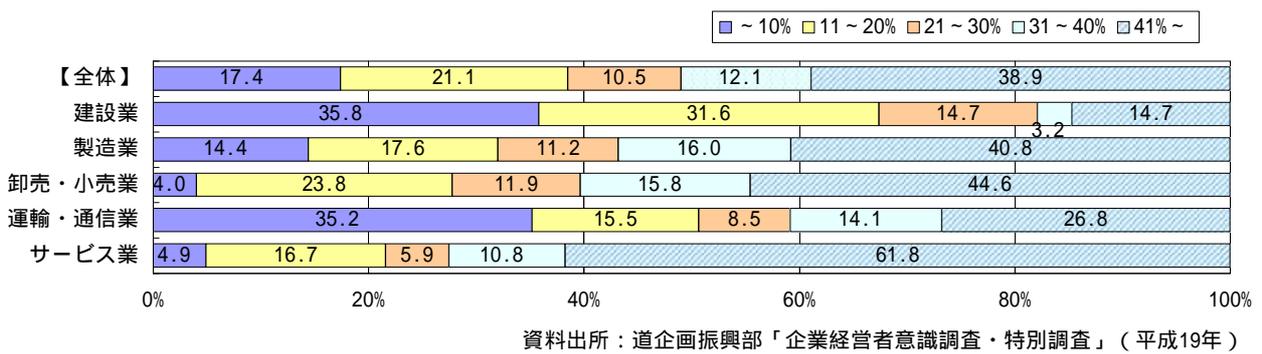


注) 従業員規模が30人以上の事業所
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（道経済部「労働ガイドブック」より）

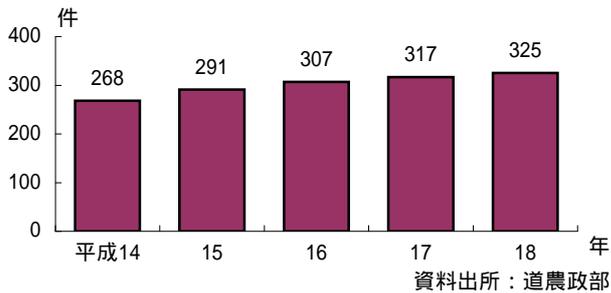
参考図表36 正規従業員に占める女性の割合（北海道）



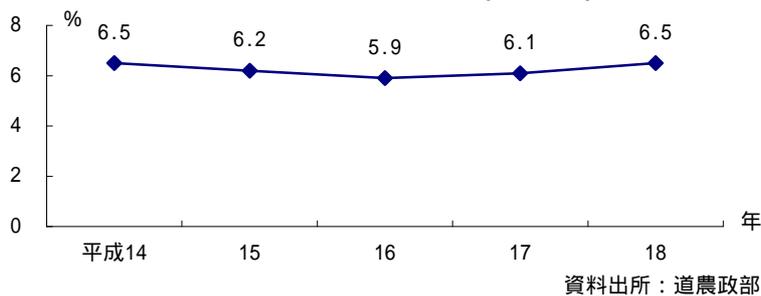
参考図表37 全従業員（パートタイマー等を含む）に占める女性の割合（北海道）



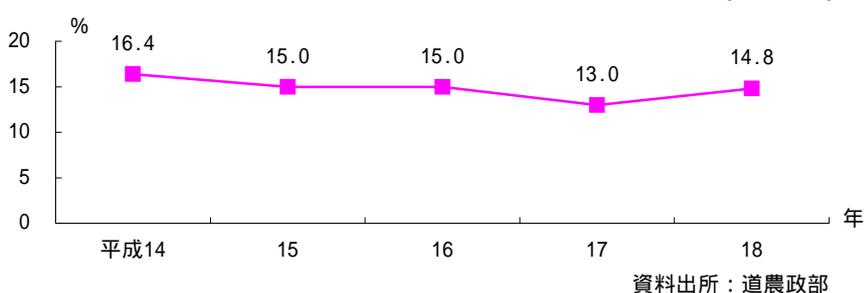
参考図表38 農村女性等グループ起業件数（北海道）



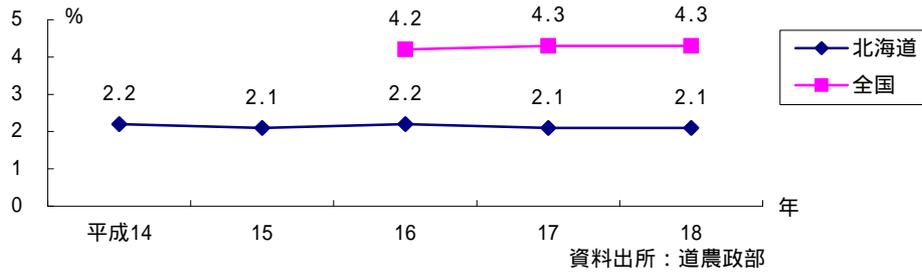
参考図表39 指導農業士の女性の割合（北海道）



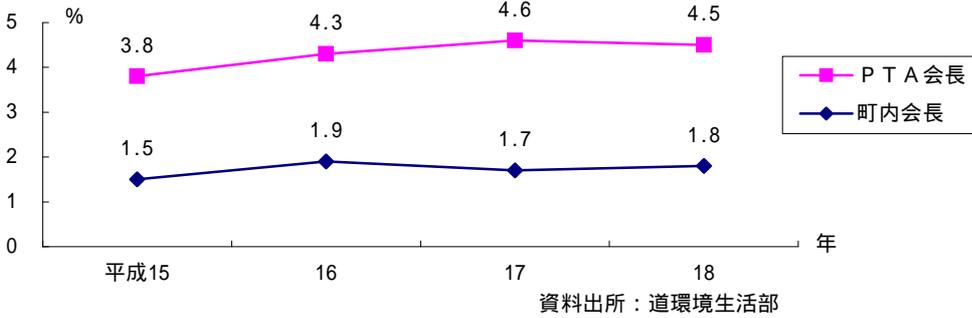
参考図表40 農業協同組合の正組合員における女性の割合（北海道）



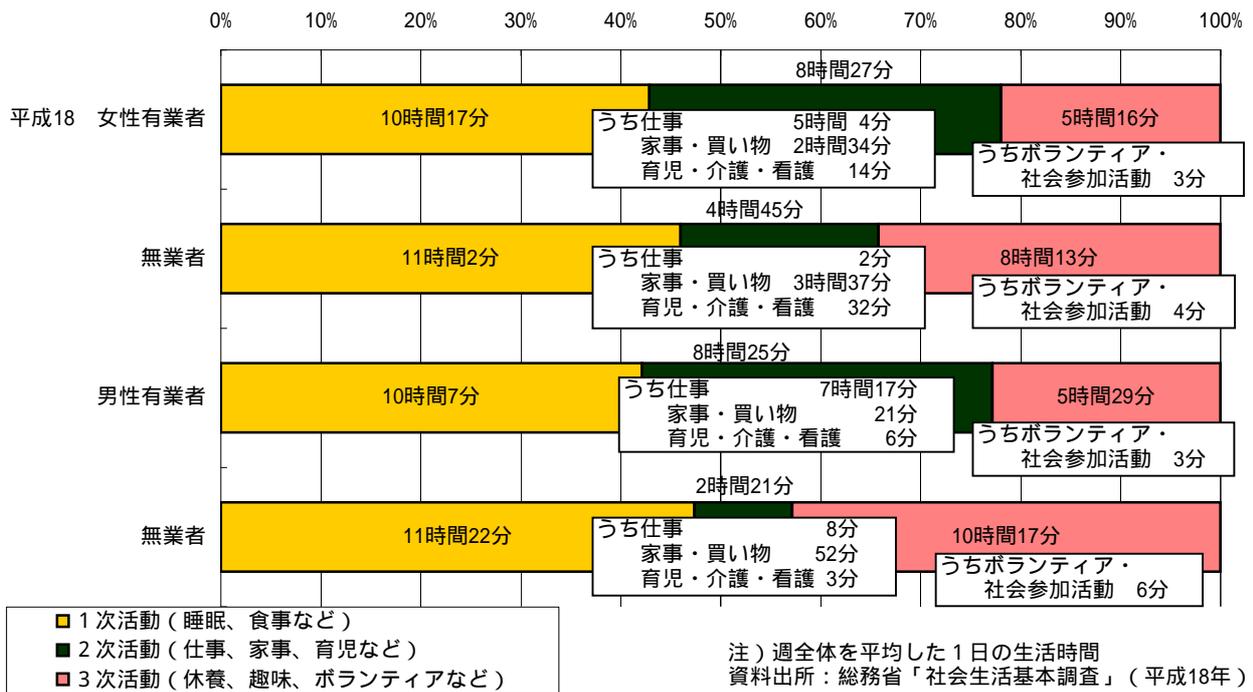
参考図表41 農業委員会の女性委員の割合（北海道、全国）



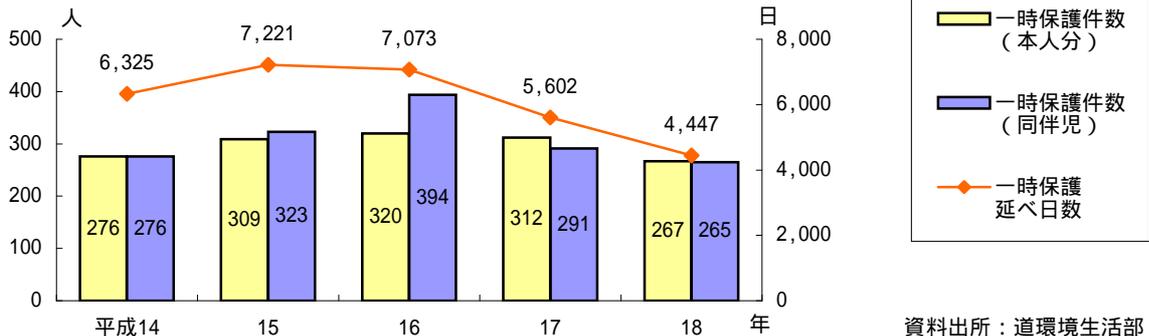
参考図表42 町内会長・PTA会長に占める女性の割合（北海道）



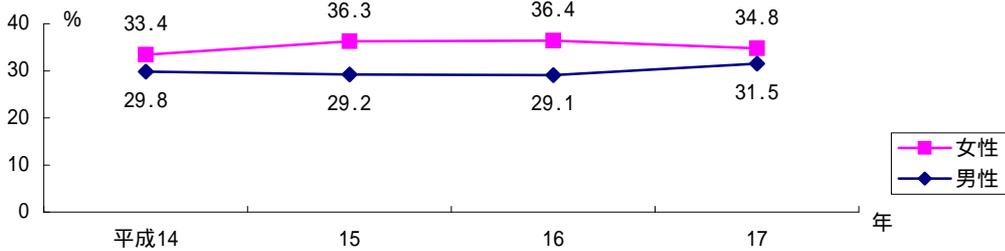
参考図表43 男女、就業状態、行動の種類別生活時間（北海道）



参考図表44 一時保護の状況（北海道）

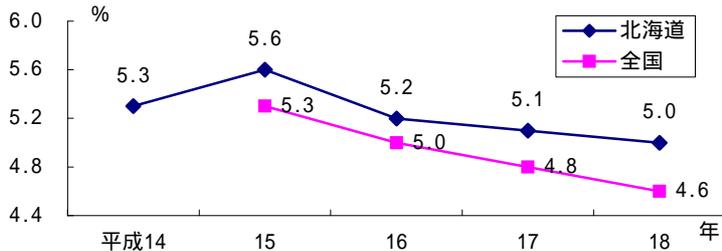


参考図表45 基本健康診査の男女別受診率（北海道）



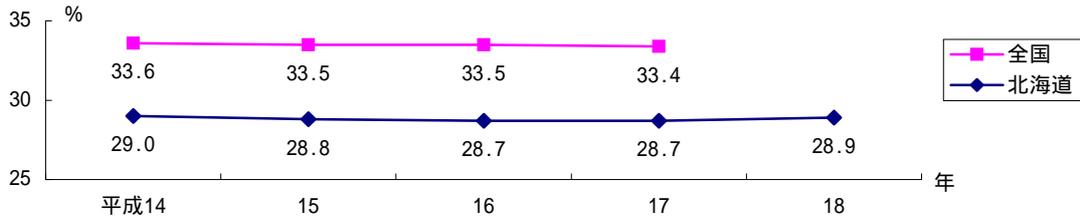
資料出所：道保健福祉部「地域保健・老人保健事業報告補足調査」
厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

参考図表46 周産期死亡率（北海道、全国）



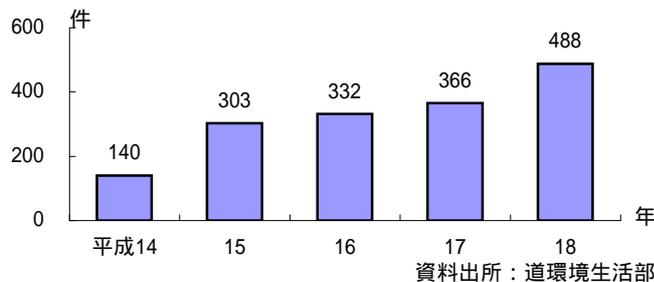
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

参考図表47 シルバー人材センター登録者に占める女性の割合（北海道、全国）



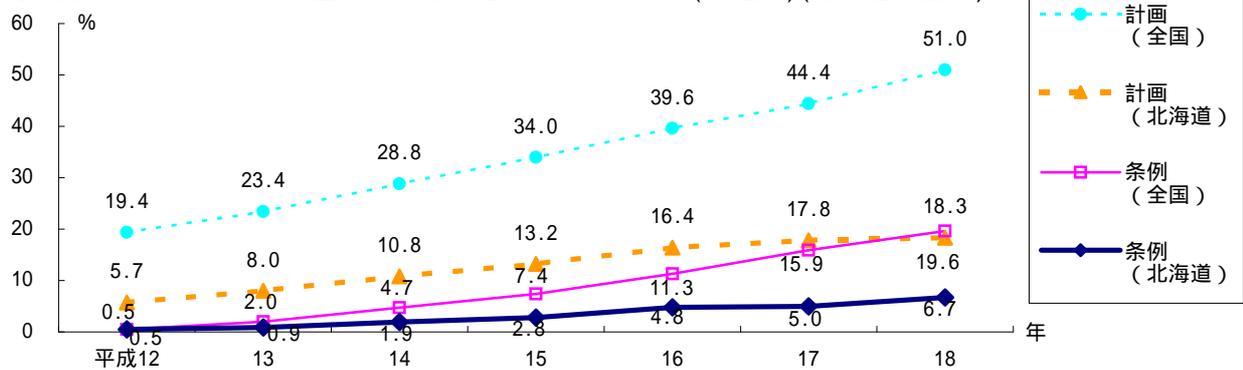
資料出所：(社)北海道シルバー人材センター連合会「シルバー人材センター事業の推移と現況」

参考図表48 男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数（北海道）



資料出所：道環境生活部

参考資料49 条例または基本計画を策定している市町村(策定率)(北海道、全国)



資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

参 考 資 料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	9 5
北京宣言	1 0 2
第 4 回世界女性会議行動綱領目次	1 0 5
男女共同参画社会基本法	1 0 8
北海道男女平等参画推進条例	1 1 3
男女平等参画行政関係年表	1 1 8

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1981年(昭和56年)9月発効

1985年(昭和60年)6月批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を

認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第 8 条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 9 条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的

訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にあ

る事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

北 京 宣 言

1995年(平成7年)9月採択

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント(力をつけること)を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約(コミットメント)を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女児の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット
1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の

達成に対する基本である。

- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女児がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女児及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散

防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。

- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

第4回世界女性会議行動綱領目次

(総理府仮訳)

1995年(平成7年)9月採択

第 章 使命の声明

第 章 世界的枠組み

第 章 重大問題領域

- 女性への持続し増大する貧困の重荷
- 教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- 保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- 女性に対する暴力
- 武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- 経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- 女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- 天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- 女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第 章 戦略目標及び行動

A 女性と貧困

- 戦略目標 A . 1 . 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること
- 戦略目標 A . 2 . 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続を改正すること
- 戦略目標 A . 3 . 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
- 戦略目標 A . 4 . 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査研究を行うこと

B 女性の教育と訓練

- 戦略目標 B . 1 . 教育への平等なアクセスを確保すること
- 戦略目標 B . 2 . 女性の中の非識字を根絶すること
- 戦略目標 B . 3 . 職業訓練、科学技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
- 戦略目標 B . 4 . 非差別的な教育及び訓練を開発すること
- 戦略目標 B . 5 . 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
- 戦略目標 B . 6 . 少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

C 女性と健康

- 戦略目標 C . 1 . ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
- 戦略目標 C . 2 . 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
- 戦略目標 C . 3 . 性感染症、H I V / A I D S 及び性に関する健康とリプロダクティブ・ヘルス問題に対処する、ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること
- 戦略目標 C . 4 . 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
- 戦略目標 C . 5 . 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D 女性に対する暴力

- 戦略目標 D . 1 . 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
- 戦略目標 D . 2 . 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
- 戦略目標 D . 3 . 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E 女性と武力闘争

- 戦略目標 E . 1 . 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること
- 戦略目標 E . 2 . 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること
- 戦略目標 E . 3 . 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること
- 戦略目標 E . 4 . 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること
- 戦略目標 E . 5 . 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること
- 戦略目標 E . 6 . 植民地及び自治権を持たない地域の女性に支援を提供すること

F 女性と経済

- 戦略目標 F . 1 . 雇用、適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む、女性の経済的な権利及び自立を促進すること
- 戦略目標 F . 2 . 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
- 戦略目標 F . 3 . 殊に低所得の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること
- 戦略目標 F . 4 . 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
- 戦略目標 F . 5 . 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
- 戦略目標 F . 6 . 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

G 権力及び意思決定における女性

- 戦略目標 G . 1 . 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること
- 戦略目標 G . 2 . 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- 戦略目標 H . 1 . 国内本部機構その他の政府機関を創設又は強化すること
- 戦略目標 H . 2 . 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと
- 戦略目標 H . 3 . 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I 女性の人権

戦略目標 I . 1 . あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

戦略目標 I . 2 . 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること

戦略目標 I . 3 . 法識字を達成すること

J 女性とメディア

戦略目標 J . 1 . メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標 J . 2 . メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K 女性と環境

戦略目標 K . 1 . あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

戦略目標 K . 2 . 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること

戦略目標 K . 3 . 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L 女兒

戦略目標 L . 1 . 女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

戦略目標 L . 2 . 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

戦略目標 L . 3 . 女兒の権利を促進し、保護し、女兒のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

戦略目標 L . 4 . 教育、技能の開発及び訓練における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標 L . 5 . 健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標 L . 6 . 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

戦略目標 L . 7 . 女兒に対する暴力を根絶すること

戦略目標 L . 8 . 女兒の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

戦略目標 L . 9 . 女兒の地位を向上させる上での家庭の役割を強化すること

第 章 制度的整備

A 国内レベル

B 小地域 / 地域レベル

C 国際レベル

1 国際連合

2 その他の国際機関及び組織

第 章 財政的整備

A 国内レベル

B 地域レベル

C 国際レベル

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女

が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じよう

とする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日公布
北海道条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条 第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条 第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条 第31条）

附則

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由

として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 男女の人権の尊重に関する事項
 - 三 男女平等参画の普及啓発に関する事項
 - 四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点

となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

一 学識経験のある者

二 男女平等参画に関係する団体の役職員

三 事業者を代表する者

四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

五 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

男 女 平 等 参 画 行 政 関 係 年 表

	国 連	日 本	北 海 道
昭和44 (1969年)			7月 「総務部青少年対策事務局」を「総務部青少年婦人対策事務局」に改組(婦人係を新設)
昭和47 (1972年)	12月 1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和50 (1975年)	6月 国際婦人年世界会議(於メキシコシティ)開催 6月 「世界行動計画」採択 12月 国連婦人の十年('76 - '85)決定	9月 婦人問題企画推進本部設置 9月 婦人問題企画推進会議設置 婦人問題担当室設置	
昭和51 (1976年)	4月 I L O婦人労働問題担当室設置	4月 育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) 6月 民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度)	
昭和52 (1977年)		1月 国内行動計画策定 10月 国内行動計画前期重点目標決定 10月 国立婦人教育会館開館	
昭和53 (1978年)		1月 国内行動計画第1回報告書発表	4月 北海道婦人行動計画策定
昭和54 (1979年)	11月 国連婦人の十年エスカップ地域政府間準備会議(於キューバ)開催 12月 女子差別撤廃条約採択		
昭和55 (1980年)	7月 国際婦人の十年中間年世界会議(於コペンハーゲン)開催 後半期行動プログラム採択 7月 女子差別撤廃条約署名式	5月 国内行動計画第2回報告書発表 6月 女子差別撤廃条約への署名決定	4月 北海道婦人指導員配置(14支庁)
昭和56 (1981年)	9月 女子差別撤廃条約発効	1月 民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分の引き上げ) 5月 国内行動計画後期重点目標発表	10月 北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称)
昭和58 (1983年)		12月 婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	10月 北海道婦人の十年中間年全道大会開催(於札幌市)
昭和59 (1984年)	3月 ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(於東京)開催	3月 総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	3月 「北海道の婦人」発行 5月 生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 8月 北海道婦人行動計画後期推進方策策定
昭和60 (1985年)	7月 国連婦人の十年ナイロビ世界会議(於ナイロビ)開催 7月 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	1月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(国籍の父母両系主義等) 5月 男女雇用機会均等法成立 6月 女子差別撤廃条約批准	7月 ナイロビ世界会議NGOフォーラム参加 8月 北海道婦人問題研究懇話会(昭和44年設置)を北海道女性会議に改組 10月 「女性さみっと2/2の世界へ」開催

	国 連	日 本	北 海 道
昭和61 (1986年)		2月 婦人問題企画推進会議に替え 婦人問題企画推進有識者会議 設置 5月 男女雇用機会均等法施行 10月 国民年金法等の一部を改正す る法律施行(女性の年金権の 確立)	
昭和62 (1987年)		5月 西暦2000年に向けての新国内 行動計画策定	3月 北海道女性会議「北海道女性 の自立プラン」答申 4月 北海道女性の自立プラン策 定 11月 北海道婦人総合センター(仮 称)建設構想策定 11月 「女性さみっとセカンドステ ージ」開催
昭和63 (1988年)			4月 生活福祉部に青少年婦人室 を設置 12月 審議会等への女性委員の登 用目標率20%
平成元 (1989年)	12月 1994年を国際家族年とす ることを採択		10月 「'89女性さみっと」開催
平成2 (1990年)	5月 ナイロビ将来戦略の実施 に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論 採択	9月 「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」の見直し方針決 定	
平成3 (1991年)	5月 海外経済協力基金(O E C D)「開発と女性」配慮 のための指針策定	5月 育児休業法成立 5月 西暦2000年に向けての新国内 行動計画第1次改定	11月 北海道立女性プラザ開設
平成4 (1992年)		4月 育児休業法施行 12月 婦人問題担当大臣任命	10月 「女性さみっと'92in北海道」 開催
平成5 (1993年)		1月 第1回婦人問題に関する全国 女性リーダー会議開催 4月 中学校での家庭科の男女必修 実施 6月 パートタイム労働法成立 12月 パートタイム労働法施行	4月 青少年婦人室を青少年女性 室に改称 4月 北海道婦人指導員を北海道 女性指導員に改称
平成6 (1994年)	4月 「開発と女性」に関する第 2回アジア・太平洋大臣 会議(於ジャカルタ)開催 9月 国際人口開発会議(於カ イロ)開催	4月 高等学校での家庭科の男女必 修実施 6月 男女共同参画室設置 6月 男女共同参画審議会設置 7月 男女共同参画推進本部設置	3月 「北海道の女性」発行
平成7 (1995年)	9月 第4回世界女性会議 - 平 等、開発、平和のための 行動(於北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」 採択	6月 育児休業法改正(介護休業制 度の法制化)	6月 青少年女性室を女性室に改 組 8月 北海道女性会議を北海道男 女共同参画懇話会に改組 10月 北海道男女共同参画推進本 部の設置
平成8 (1996年)		12月 男女共同参画2000年プラン策 定	11月 北海道男女共同参画懇話会 「新しい行動計画策定に向け ての提言」受理

	国 連	日 本	北 海 道
平成9 (1997年)		6月 男女雇用機会均等法改正	3月 北海道男女共同参画プラン策定 4月 北海道女性指導員を北海道男女共同参画推進員に改称 11月 「女性に関する意識調査」発行
平成10 (1998年)		11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	9月 「北海道国際女性フォーラム」開催
平成11 (1999年)		6月 男女共同参画社会基本法施行 7月 食料・農業・農村基本法公布、施行	3月 「北海道の女性」発行
平成12 (2000年)	6月 国連特別総会女性2000年会議(於ニューヨーク)開催	9月 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 12月 男女共同参画基本計画策定	11月 北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書
平成13 (2001年)		1月 内閣府男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 7月 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 10月 配偶者暴力防止法施行 11月 育児・介護休業法一部改正	1月 「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 4月 北海道男女平等参画推進条例施行 4月 女性室を男女平等参画推進室に改組 北海道男女共同参画推進本部を北海道男女平等参画推進本部に改組 北海道男女共同参画推進員を北海道男女平等参画推進員に改称 7月 北海道男女平等参画審議会設置 10月 北海道男女平等参画苦情処理委員設置
平成14 (2002年)		2月 アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	3月 北海道男女平等参画基本計画策定 審議会等への女性委員の登用目標率30% 4月 北海道立女性相談援助センターで配偶者暴力相談支援センターの業務を開始 9月 男女平等参画推進室及び各支庁で配偶者暴力相談支援センターの業務の一部を開始 11月 「男女共同参画フォーラムin北海道」開催

	国 連	日 本	北 海 道
平成15 (2003年)		6月 男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推進 について」 7月 男女共同参画社会の将来像検 討会開催 7月 第4回、5回女子差別撤廃条 約実施状況報告審議 7月 次世代育成支援対策推進法成 立	1月 「男女平等参画に関する意識 調査」発行 6月 北海道男女平等参画審議会 「男女平等参画の状況に関す る指標の設定について」建議 12月 北海道男女平等参画推進本 部「男女平等参画に関する指 標及び参考項目」決定
平成16 (2004年)		4月 男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登 用の拡大等について」 6月 配偶者暴力防止法改正(12月 施行) 12月 同法に基づく基本方針の策定	2月 「男女平等参画の視点からの 公的広報の手引き」発行 3月 「データでみる男女平等参画 2004」発行 6月 「北海道男女平等参画チャレ ンジ賞」創設
平成17 (2005年)	2月 第49回国連婦人の地位委 員会(国連「北京+10」世 界閣僚級会合)(於ニューヨ ーク)開催	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議「男女共同 参画基本計画改定に当たって の基本的な考え方」答申 12月 男女共同参画基本計画(第2 次)策定 12月 女性の再チャレンジ支援プ ラン決定	
平成18 (2006年)		4月 男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性 委員の登用の促進について」 5月 男女共同参画会議「少子化と 男女共同参画に関する提案 - 仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)を可能とする働き方 の見直しについて」 6月 男女雇用機会均等法改正 6月 委託調査「女性の参画指数」 6月 東アジア男女共同参画大臣会 合開催 12月 女性の再チャレンジ支援プ ラン改定	3月 北海道配偶者暴力防止及び 被害者保護・支援に関する 基本計画策定 4月 男女平等参画推進室を生活 局参事に改組 4月 道立女性プラザの管理に指 定管理者制度導入(指定管理 者=財団法人北海道女性協 会) 11月 「男女共同参画フォーラムin 北海道」開催
平成19 (2007年)		2月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)に関する専門調査会」 設置 4月 改正男女雇用機会均等法施行 7月 配偶者暴力防止法改正 12月 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ 会議「仕事と生活の調和(ワーク ・ライフ・バランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進のための 行動指針」策定	2月 「北海道男女平等参画基本 計画の改定について」諮問 6月 「北海道男女平等参画基本 計画の改定について」答申
平成20 (2008年)		1月 改正配偶者暴力防止法施行 同法に基づく基本方針の改定	3月 第2次北海道男女平等参画 基本計画策定

[索引]《用語説明》

	用 語	説明(頁)
【あ行】	育児・介護休業制度	4 6
	N P O	5 3
	エンパワーメント	5
【か行】	家族経営協定	5 2
	家内労働者	5 0
	高齢社会	5 9
【さ行】	市民活動	5 3
	社会的性別（ジェンダー）の視点	3 2
	周産期	6 4
	性差医療	5 9
	性別による固定的役割分担意識	2 6
	セクシュアル・ハラスメント	2 1
【た行】	男女平等参画社会	1
	地域活動	5 3
	テレワーク	5 0
【は行】	配偶者、配偶者・パートナー	2 1
	派遣労働者	5 0
	パートタイム労働者	5 0
	ファミリー・サポート・センター	4 6
	ポジティブ・アクション	4 8
【や行】	ユニバーサルデザイン	6 7
【ら行】	リカレント教育	6 1
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	3 6
【わ行】	ワーク・ライフ・バランス	8

[索引] 《 図表 》

[本編]	項 目	頁
第 1 章 総論		
図表 1	年齢別人口の推移(北海道)	1 2
図表 2	平均寿命の推移(北海道、全国)	1 3
図表 3	高齢者人口(65歳以上)の推移(北海道)	1 3
図表 4	合計特殊出生率の推移(北海道、全国)	1 4
図表 5	一般世帯の家族類型別割合の推移(北海道、全国)	1 5
図表 6	一般世帯数に占める高齢者世帯数と割合の推移(北海道)	1 6
図表 7	男女、25歳から44歳の5歳階級別未婚率の推移(北海道、全国)	1 6
図表 8	男女別生涯未婚率の推移(北海道、全国)	1 7
図表 9	年齢階級別労働力率の推移(北海道)	1 9
図表 1 0	産業別、男女別就業者の割合(北海道)	1 9
図表 1 1	女性雇用者の雇用形態別構成(北海道、全国)	1 9
図表 1 2	社会生活における暴力被害体験等(北海道)	2 1
図表 1 3	配偶者からの暴力被害体験(全国)	2 1
図表 1 4	在住外国人登録者数の推移(北海道)	2 2
第 2 章 各論 [目標 男女平等参画の実現に向けた意識の変革]		
図表 1 5	「男は仕事、女は家庭」の考え方(北海道)	2 6
図表 1 6	各分野における男女の地位の平等感(北海道、全国)	2 7
図表 1 7	男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと(北海道、全国)	2 7
図表 1 8	男女平等参画社会の実現に向けて必要な行政の取組(北海道)	2 9
第 2 章 各論 [目標 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進]		
図表 1 9	女性が職業をもつことについての考え方(北海道、全国)	4 0
図表 2 0	家事、子育て、介護、地域活動へ男性が参加するために必要なこと (北海道、全国)	4 0
図表 2 1	審議会等における女性委員の登用率の推移(北海道、全国)	4 1
図表 2 2	育児休業・介護休業制度の規定がある事業所の割合(北海道)	4 4
図表 2 3	放課後児童クラブ設置数の推移(北海道)	4 4
図表 2 4	延長保育実施箇所数の推移(北海道)	4 4
図表 2 5	年齢階級別女性の正規の職員・従業員数、パートタイム労働者数と 女性雇用者に占める割合(北海道)	4 8
図表 2 6	一般労働者の所定内給与額の推移と男女の賃金格差(北海道、全国)	4 8
図表 2 7	家族経営協定締結農家数の推移(北海道)	5 1
図表 2 8	ボランティア活動経験の有無(北海道)	5 3
図表 2 9	ボランティア活動の分野(北海道)	5 4
図表 3 0	参加したコミュニティ活動の団体の種類(北海道)	5 4
図表 3 1	NPO法人認証状況(北海道)	5 5
図表 3 2	配偶者暴力被害者相談機関の相談件数の推移(北海道)	5 6
第 2 章 各論 [目標 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備]		
図表 3 3	4年制大学への男女別進学率(北海道、全国)	6 0
図表 3 4	大卒者の大学院等への男女別進学率(北海道、全国)	6 0

[資料編]	項 目	頁
第 1 章 総論		
参考図表 1	男女別人口の推移(北海道)	7 9
参考図表 2	老年人口割合の推移(北海道、全国)	
参考図表 3	世帯の家族類型別65歳以上の親族のいる一般世帯数(北海道)	
参考図表 4	結婚の意欲 [有権者(20歳以上)] (北海道)	8 0
参考図表 5	理想のライフスタイル [有権者(20歳以上)] (北海道)	
参考図表 6	結婚の意欲 [若年者(15～19歳)] (北海道)	
参考図表 7	平均初婚年齢の推移(北海道、全国)	
参考図表 8	離婚率の推移(北海道、全国)	8 1
参考図表 9	結婚についての考え方(北海道)	
参考図表 1 0	「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について(全国)	
参考図表 1 1	労働力状態(8区分)、男女別15歳以上人口(北海道)	8 2
参考図表 1 2	男女別労働力率の推移(北海道、全国)	
参考図表 1 3	産業(大分類)別15歳以上男女別就業者数(北海道)	
参考図表 1 4	従業上の地位(6区分)、男女別15歳以上就業者数及び構成比(北海道)	8 3
参考図表 1 5	従業上の地位別、男女別平均週間就業時間(北海道)	
参考図表 1 6	産業(大分類)、男女別平均週間就業時間(北海道)	8 4
参考図表 1 7	夫やパートナーからの暴力被害体験の内容(北海道)	
第 2 章 各論 [目標 男女平等参画の実現に向けた意識の変革]		
参考図表 1 8	社会全体における男女の地位の平等感(北海道、全国) [男女別、年代別]	8 5
参考図表 1 9	人工妊娠中絶の件数及び率 [女子人口千対] (北海道)	
第 2 章 各論 [目標 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進]		
参考図表 2 0	道、市町村議員に占める女性議員の割合(北海道、全国)	8 5
参考図表 2 1	課長以上の職に占める女性の割合(北海道、全国)	8 6
参考図表 2 2	公立学校校長、教頭に占める女性の割合(北海道)	
参考図表 2 3	役職者(管理職)に占める女性の割合(北海道)	
参考図表 2 4	男女別、就業状態別 2 次活動時間(北海道)	
参考図表 2 5	仕事と子育てを両立するための問題(北海道)	8 7
参考図表 2 6	育児休業・介護休業制度の規定がある事業所(北海道)	
参考図表 2 7	育児休業・介護休業制度利用者の男女別割合の推移(北海道)	
参考図表 2 8	新卒(就職希望)者の男女別就職(内定)割合(北海道)	8 8
参考図表 2 9	世代別女性の労働力人口比率 [年平均] (北海道、全国)	
参考図表 3 0	平均勤続年数の男女別割合(北海道)	
参考図表 3 1	男女別完全失業率 [年平均] (北海道)	
参考図表 3 2	年齢階級別女性の就業希望率(北海道)	
参考図表 3 3	職業別・男女別就業者数と女性の比率の推移(北海道)	8 9
参考図表 3 4	男女、年齢階級別雇用者数と雇用者に占める割合(北海道)	
参考図表 3 5	勤労者 1 人当たり平均年間総実労働時間の推移(北海道、全国)	

	項 目	頁
参考図表 3 6	正規従業員に占める女性の割合(北海道)	9 0
参考図表 3 7	全従業員(パートタイマー等を含む)に占める女性の割合(北海道)	
参考図表 3 8	農村女性等グループ起業件数(北海道)	
参考図表 3 9	指導農業士の女性の割合(北海道)	
参考図表 4 0	農業協同組合の正組合委員における女性の割合(北海道)	
参考図表 4 1	農業委員会の女性委員の割合(北海道、全国)	9 1
参考図表 4 2	町内会長・PTA会長に占める女性の割合(北海道)	
参考図表 4 3	男女、就業状態、行動の種類別生活時間(北海道)	
参考図表 4 4	一時保護の状況(北海道)	
第 2 章 各論 [目標 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備]		
参考図表 4 5	基本健康診査の男女別受診率(北海道)	9 2
参考図表 4 6	周産期死亡率(北海道、全国)	
参考図表 4 7	シルバー人材センター登録者に占める女性の割合(北海道、全国)	
参考図表 4 8	男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数(北海道)	
第 2 章 各論 [総合的な推進]		
参考図表 4 9	条例又は基本計画を策定している市町村(策定率)(北海道、全国)	9 2

第 2 次北海道男女平等参画基本計画

平成 2 0 年 3 月

北海道環境生活部生活局参事(男女平等参画)

〒060-8588

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 011-204-5217 (ダイヤル・イ)

F A X 011-232-3640

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>
